

●香川県告示第370号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を休止した旨の届出があった。

平成20年8月26日

香川県知事 真 鍋 武 紀

休止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成20年4月1日	社会福祉法人観音寺市社会福祉協議会 豊浜事業所 観音寺市豊浜町和田浜1544番地1	社会福祉法人観音寺市社会福祉協議会 観音寺市坂本町1丁目1番6号	居宅介護支援事業